

共同研究における間接経費の改正について（お知らせとお願い）

令和3年10月17日
国立大学法人岩手大学

平素は本学の教育研究活動及び産学連携活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年度に文部科学省と経済産業省合同による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日）が策定され、共同研究の大型化・高度化が進んでおりますが、それに伴い、これらの管理的経費の負担も高ずる傾向にあり、産学連携活動はもとより、教育研究活動全般に影響を及ぼす可能性があります。

これまで、本学は共同研究の実施にあたり、直接経費の20%を間接経費としてご負担いただき、共同研究に必要な管理的経費等に当該経費を活用してまいりましたが、前述の状況を踏まえ、共同研究を実施するために必要な管理的経費を精査し、直近4年間の間接的経費の割合を改めて算出したところ、平均で約31.2%（別紙概要参照）となっており、その不足分は運営費交付金等の自己資金からの支出となっております。

このことから、令和4年（2022年）4月1日研究開始分から、間接経費の額を直接経費の30%に改定することといたしました。本学との共同研究を実施またはご検討中の皆さまには、更なるご負担を強いることとなり大変恐縮ですが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、地域の更なる発展に寄与することを目的に、岩手県内に本社を置く中小企業等※、また、岩手県内に共同研究の契約者となる支社・支店を置く中小企業等※との共同研究におきましては、間接経費の額を直接経費の20%に据え置くことといたしましたので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

本学では、令和2年（2020年）10月から研究支援・産学連携センターにURAを配置し、研究支援体制の整備を行っており、教員の研究活動及び産学連携活動に係るエフォート確保、また、産学連携活動を通じたイノベーション創出を推進してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※中小企業基本法第2条に定める中小企業者及び小規模企業者と個人

担当：地域連携推進課
kyodo@iwate-u.ac.jp
TEL 019-621-6874

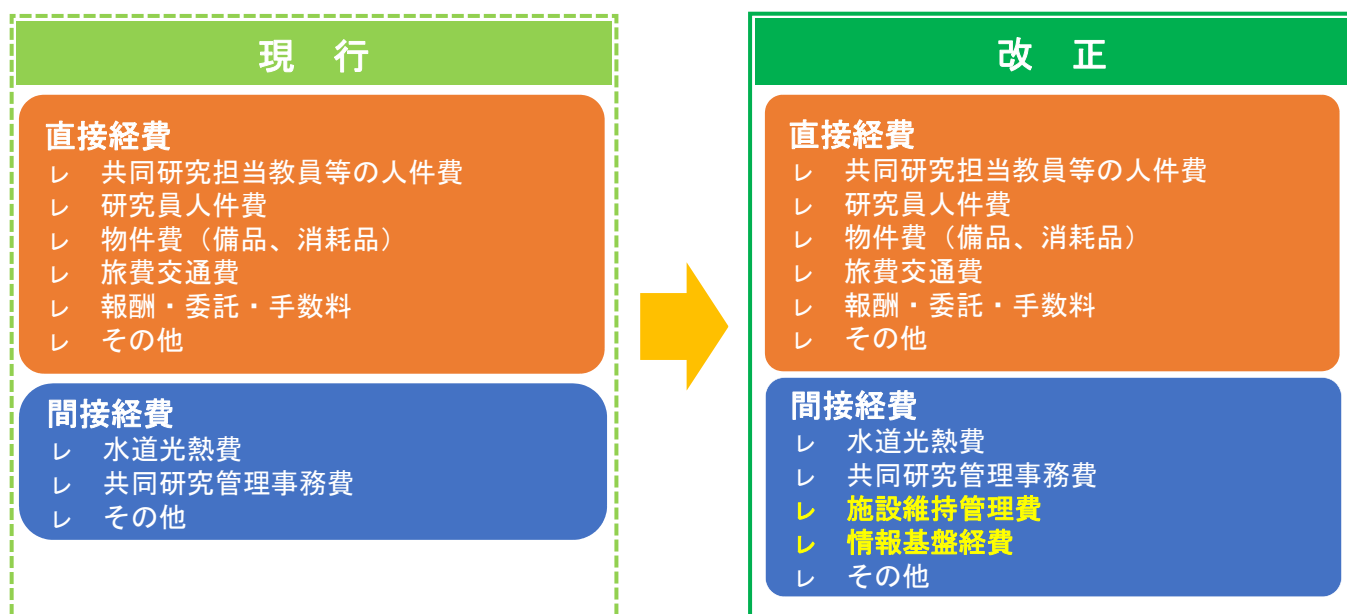
共同研究遂行のために必要となる間接経費の見直し（概要）

○背景

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議）において、産学官連携における費用負担の適正化・管理業務の高度化が求められており、また、国からの経常的な支援が年々減少している状況を踏まえ、本学において検討を行った結果、以下のとおり改正し、大学経営の改善を図るとともに、産学官連携機能を強化します。

○改正概要

産学官連携における費用負担の適正化を図るため、共同研究にかかる経費の見直しを行いました。過去の実績を踏まえ検討した結果、**研究開始日が2022年4月1日以降の共同研究**より間接経費を現在の20%から**30%**に改正を行います（県内の中小企業及び個人は除く）。



○改正理由（根拠）

現行の間接経費の内訳を精査し、共同研究を実施するために必要な大学の基盤的経費である「施設維持管理費」及び「情報基盤経費」を加えたうえで、過去4年（平成29年度～令和2年度）の平均額を算出すると、直接経費が約2.65億円、間接経費が約0.82億円となり、間接経費の割合は**約31.2%**にあたります。

直接経費（約2.65億円）

（共同研究担当教員等の人件費、研究員人件費、物件費（備品、消耗品）、旅費交通費、報酬・委託・手数料、その他）



間接経費（約0.82億円）

（水道光熱費、共同研究管理事務費、**施設維持管理費**、**情報基盤経費**、その他）

【お問い合わせ先】

研究・地域連携部 地域連携推進課

TEL:019-621-6874 E-Mail:kyodo@iwate-u.ac.jp

共同研究間接経費改定比率の適用時期

- ・ 研究開始日が令和4年4月1日以降の共同研究に改定後比率を適用します。
- ・ 研究開始日が令和4年3月31日以前の共同研究は、見直し前の間接経費を適用しておりますが、令和4年4月1日以降に契約更新を行う場合は、見直し後の間接経費を適用させていただきます。

